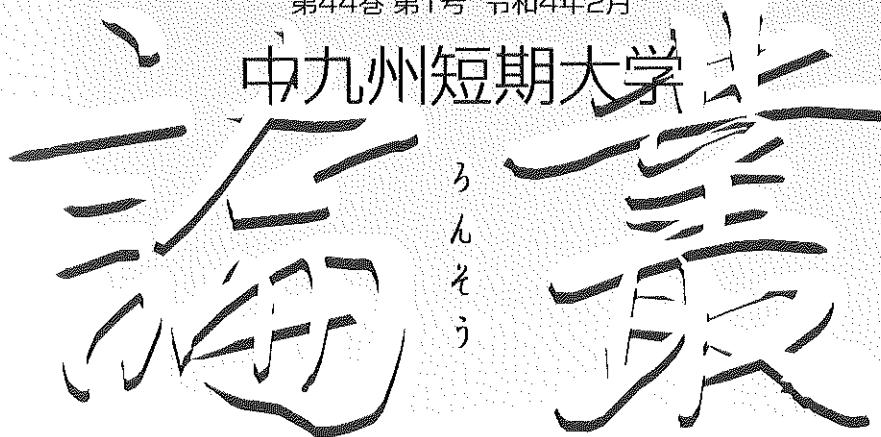


第44巻 第1号 令和4年2月



研究論文

P.-3

幼児における「造形遊び」の意義についての一考察

森本直樹

P.-12

オンライン介護実習における意図的な観察の可能性を探る

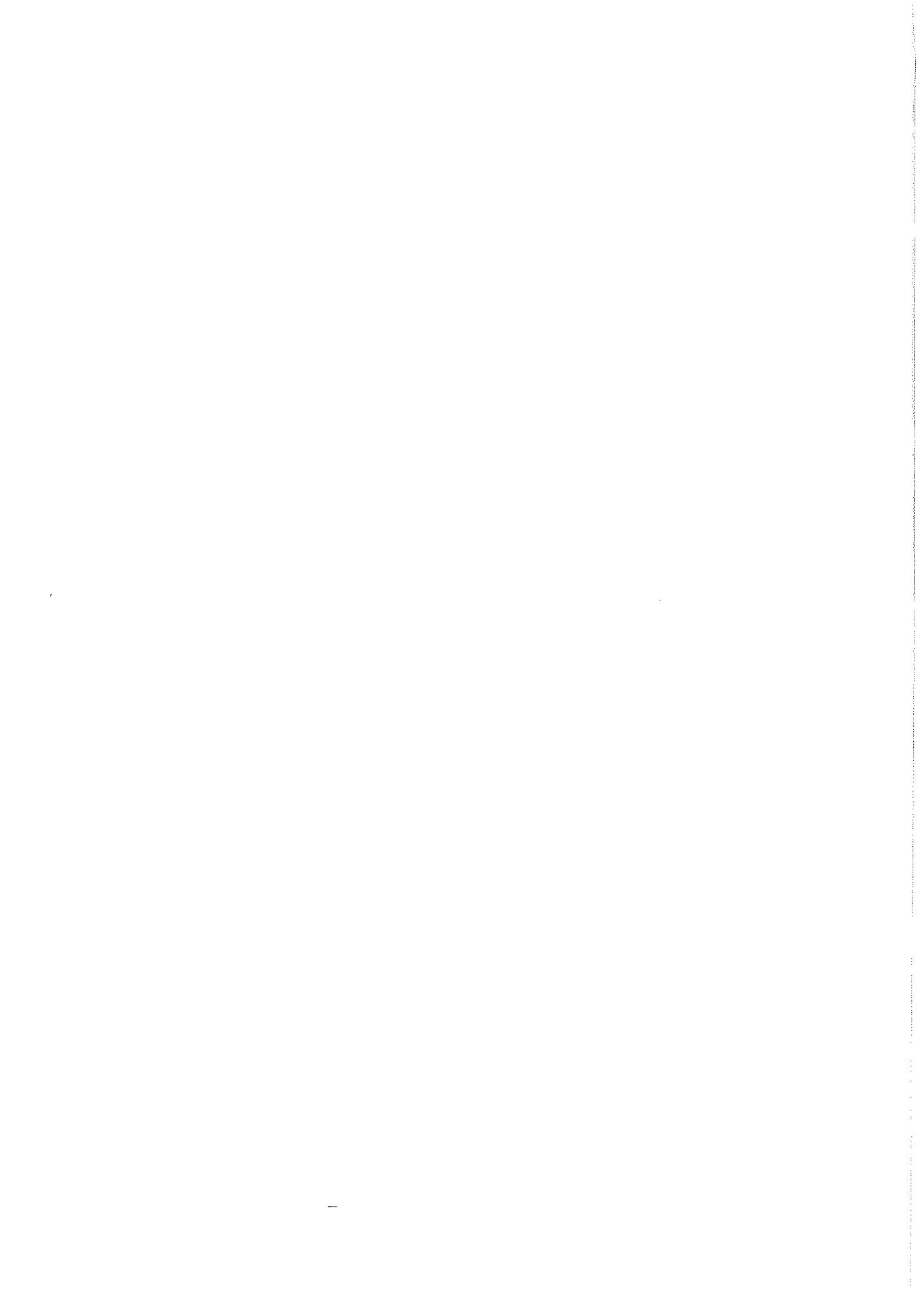
オンライン余暇活動実施後のアンケート調査結果から

松本末信

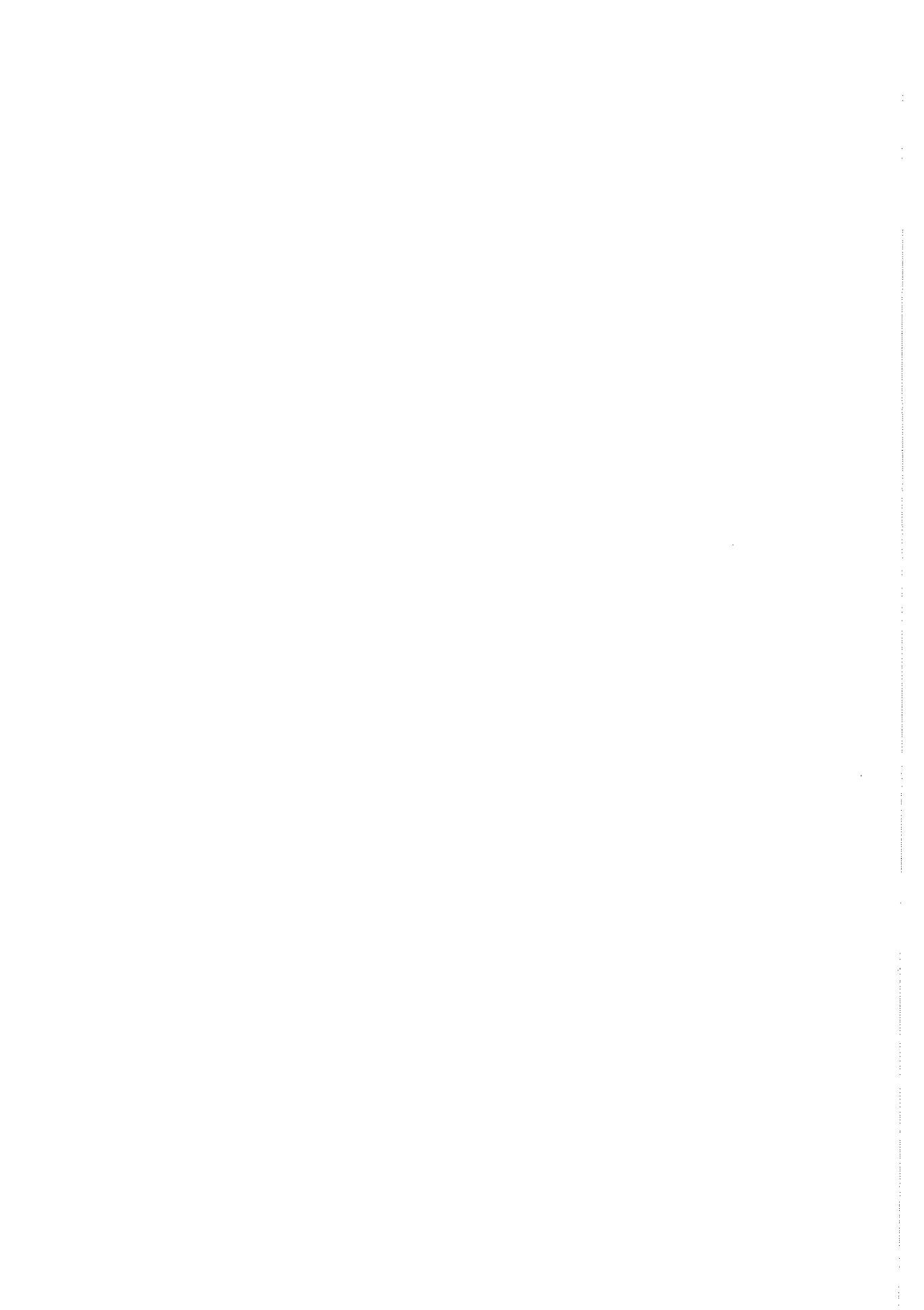
P.-22

「介護老人福祉施設におけるリスク意識と職種間の異同」

橋本晃



研究論文



幼児における「造形遊び」の意義についての一考察

A Study of the Significance of "Formative Play" in Early Childhood

森本直樹

要　　旨

本研究の目的は、幼児教育における造形遊びの内容理解を深めることにある。幼稚園教育要領（2017）、保育所保育指針（2017）には、造形遊びの用語が使用されておらず、定義がなされていない。また、小学校図画工作科の造形遊びでは、昭和52年から低学年で扱われているが、一定の定着が見られない。そのために、本稿では、幼稚園教育要領（2017）、小学校学習指導要領解説「図画工作編」（2017）より造形遊びの位置付けを考察し、その位置付けについては、幼児が環境や素材・材料の体験を通して感覚を働かせて捉え、考えやイメージなどにより主体的に取り組む表現行為とした。さらに、その位置付けに沿った活動の実例を基に造形遊びの意義について考察した。

キーワード：造形遊び、幼児教育、造形表現、領域「表現」

1、問題と目的

本学（幼児保育学科）における必修科目「保育内容（表現Ⅱ）」、選択科目「子どもの造形遊び」等の講義においては、造形遊びを扱うことがある。しかし、幼稚園教育要領（2017）、保育所保育指針（2017）には、造形遊びの用語が使用されておらず、定義がなされていない。そのため、筆者の講義では、造形的な行為による表現活動としているが、明確な目的を示すことが難しく、学生の理解を得ることが困難である。学生の意見からは、「造形表現と造形遊びの区別に違和感がある」とことや「造形遊びを指導案として作成する際には、時間の見通しが立たず、教える側が誘導してしまいそうになり、幼児が主体的に取り組むことができないのではないか」となどを聞くことがある。また、造形遊びは、明確な完成を目指す目的もないために研究対象として扱われることも少ない。小学校図画工作科の造形遊びでは、昭和52年から低学年で扱われているが、山田ら（2019）は、一定の定着が見られないとされており¹、幼小接続からみても改善が必要とされると思われる。その一方で、花篠・岡田（2013）は、造形的な要素を含んだ活動を取り組むことで、幼児の遊びに質や広がりなどが見られ、子どもの成長のために重要な意味を含んでいるとされている。しかし、花篠・岡田（2013）からの位置付けは、具体的に示されたものではなく、保育者や教師が活動として取り組む際に理解することが難しいと思われる。

造形遊びに関する研究としては、造形遊びの材料に注目し、同じ材料を使用して題材の可能性を探った研究（蛇名、2019）、造形遊びによる表現の過程に着目し、造形活動による子どもの行為による過程を分析し、子どもの造形理論に基づき探究の取り組みについての研究

(村田、2016) などが見られるが、造形遊びの本質を問うものでないために本研究とは方向性が異なる研究といえる。山田ら（2019）の論文は、小学校図画工作科にて、教員に対する造形遊びの理解について調査を基に研究なされており、造形遊びを教える側の理解という点では、本研究と同じ方向性だといえる。

本稿では、こうした状況を踏まえ、保育実践として学生の学びの質向上、知識の広がりとなるよう、幼稚園教育要領（2017）、小学校学習指導要領解説「図画工作編」（2017）（以下、学習指導要領解説とする）を基に造形遊びの位置付けを行い、その位置付けに沿った活動を実例により、造形遊びを扱うことの意義について考察する。

2、幼稚園教育要領、学習指導要領解説における造形遊び

幼児教育は、領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各5領域により示されている。そのねらいは、「幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること」とし²、その内容は、「幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない」と明記されている³。領域「表現」においては、「かいたり、つくったり」の用語は見られるが、造形について直接的な記述は見られない。領域「表現」の「ねらい」は、「いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ」「感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ」「生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ」と示されており⁴、「内容」からの造形に関連するものとしては、「生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ」「生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする」「感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする」「いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ」「かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする」などが挙げられる⁵。

小学校における造形遊びは、昭和52年から低学年の表現「造形的な遊び」として初めて扱われ、造形遊びの用語については定義されている。その内容は、「材料などに進んで働きかけ、自分の感覚や行為を通して捉えた形や色などからイメージをもち、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせてつくること」と明記されている⁶。その取り組みは、「想像したことをかく、使うものをつくるなどの主題や内容をあらかじめ決めるものではなく、児童が材料や場所、空間などと出会い、それらに関わるなどして、自分で目的を見付けて発展させていく」とされている。また、「単に遊ばせることが目的ではなく」とし「進んで楽しむ意識をもたせながら、資質・能力を育成する意図的な学習である」と示されている⁸。

次に、造形遊びの内容は、学習指導要領解説「第1学年及び第2学年「A表現」(1)ア」に明記されている。その内容は、「造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること」⁹と示されている。身近な素材・材料とは、児童が扱いやすいものとされており、具体的な素材・材料については、自然材について「土、粘土、砂、小石、木の葉、小枝、木の実、貝殻、雪や氷、水など」とされ、「学校や地域の実態に応じた様々

な材料」としている。人工材は、「新聞紙、段ボール、布、ビニール袋やシート、包装紙、紙袋、繩やひも、空き箱など」とされ、「クレヨン、バス、共用の絵の具などは、用具でもあるが形や色をもつ材料の一つ」としている¹⁰。

素材・材料の扱いは、「捉えた形や色、自分のイメージなどを基に造形的な活動を発想すること」とされている¹¹。具体的な例は「小石の形や木の葉の色の面白さ、紙を破いたときの手応え、手の動きから生まれた形や色、材料と材料との組み合わせなどから様々なことを思い付き、活動を始め、更に新しい発想をすること」とし、「感覚や気持ちを生かしながら」については、「手などで触りながら材料を捉える感覚、自分の体で大きさや長さをつかむ感覚、形や色などに対する児童の気持ちなど、造形活動で生じる感覚や気持ちを大切にしながら活動すること」とされている¹²。活動そのものの取り組みは、「新たに造形的な活動を思い付いたり、つくり方を考えたりすること」とされ¹³、発想や構想を繰り返すことで資質や能力を育むとされている。

3、学習指導要領解説と幼稚園教育要領(2017)の関連性

学習指導要領解説にある造形遊びの内容を基にして、幼稚園教育要領(2017)では、以下の「領域」、「内容」、「内容の取扱い」の関連性が見られた。

領域「表現」

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。

「内容の取扱い」

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

領域「環境」

- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

「内容の取扱い」

- (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよ

うに工夫すること。

このように、学習指導要領解説にある造形遊びからは、幼稚園教育要領（2017）の領域「表現」、領域「環境」の内容に相互の関連が多く見られた。そして、幼稚園教育要領（2017）では、「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」により、「ねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである」¹⁴と示されていることから、領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」からの関連付けが必要とされるため、造形表現の枠組みの中から生成されるものではないことが確認できる。

以上のことから、本研究で扱う造形遊びの位置付けは、作品づくりを目的とするのではなく、領域「表現」に限らず、幼児が環境や素材・材料の体験を通して感覚を働かせて捉え、考えやイメージなどにより主体的に取り組む表現行為とする。

以下、「造形遊び」の表記は、本研究での位置付けを意味するものとする。

4、実践報告の事例から

ここでは、本研究で扱う「造形遊び」の位置付けから、筆者が選出した実践報告の事例を基にして「造形遊び」の表現行為について探る。

(1) 「園児の生活環境を生かした自然物による造形活動－園庭の土を用いた土鈴づくり－」(山本、宇野、海堀、清水、川口、2020) より引用する¹⁵。

こども園の4歳児クラス(42名)を対象にした園庭の土を掘る活動である。以下にエピソードを記述する。(このエピソード記述は、山本らの実践報告に基づいて筆者が作成したものである)

(土を掘る活動のエピソード)

- ①園児たちに、「ここにある土をこねこねしていき、火で焼くとだんだんと固まり、すごく固くなるとこんな鈴ができるよ」と伝えた。(土鈴の実物を見せた)
- ②園児たちに、「今日は鈴を作るための土掘りを行います」と伝えた。
- ③園児たちが、「いえい！」「やったー！」と興味津々な姿が見られた。
- ④園児たちに、幼児用シャベルを渡した。
- ⑤園児たちに、土を採取するように促した。
- ⑥園児たちの様子は、土に積極的に触れる園児もいれば、土に触れることに抵抗感を抱く園児も見られた。
- ⑦保育者が、園児たちに、土を持ち、その土に触れて見せた。
- ⑧園児たちが、土に触れ「ネチネチしている！汚れるー！」という子や、両手で土を持ち、泥だらけになって土を捏ねている子も見られた。
- ⑨「汚れるー！」と言っていた園児に、保育者は「こねこねしてたら手がきれいになってしまったよ。見て、とっても気持ちのいい土になってきた」と伝えた。
- ⑩園児たちが、両手いっぱいに土を取り、捏ね始める姿が見られた。

- ⑪どうしても土に触れることのできない園児に、抵抗感を和らげるため、シャベルで突付く等、道具で触るように促した。
- ⑫園児が、心地良さそうな声で「きれいな団子ができた！」と聞けた。
- ⑬園児たちの様子は、土を掘んだり、握ったりすると感触自体が気持ち良く、楽しいと感じるようになっていったようだ。
- ⑭園児たちが、「ミミズがいる！」「ダンゴムシが出てきた！」という声が聞けた。また、「ダンゴムシを元のベッドに戻してあげよう」という声が聞けた。

この実践での「造形遊び」の表現行為については、園児達は、土の手触りを楽しんだり、土に触ることへの苦手意識など様々である。この活動後の山本らは、「土掘り体験は、身近な自然物を園児自身が心と体で感じ取ることのできる感動体験になった」とされており、園児達は、土掘りの活動を通して感覚を働かせて土に興味を持ち、土の特徴やイメージに変化が現れた。そのことで、遊びに変化したと推察できる。山本らは、この体験の学びとして「日頃の遊び場である砂とは違った感触を、今回の土掘りを通して楽しむことができた」と報告されている¹⁶。

(2)「造形表現を拓く自然材の可能性－幼児の“造形的遊び”についての事例的考察－」(石倉・竹井、2006)より引用する¹⁷。

2017年5月、幼稚園の年長児を対象にされた活動である。内容は、泥粘土の団子をつくり、コーティングしてあるペニアに的当てを楽しみ、そこから遊びの活動が展開していくものである。以下にエピソードを記述する。(このエピソード記述は、石倉の実践報告に基づいて筆者が作成したものである)

(泥粘土による的当て活動のエピソード)

- ①園児たちは、作った泥粘土団子でコーティングしてあるペニアでの的当てをして楽しんだ。
- ②園児たちは、はじめに枠の中に当てるなどを楽しんだ。
- ③園児たちの様子は、時々、的にくっつく泥粘土団子があり、そのことに興味が移った。
- ④園児たちは、的に泥粘土団子がくっつくように、土と水の配分を考えて団子を作る姿が見られた。
- ⑤A園児が、隣にある砂場から水分を含んだ砂をつかんで投げてみた。的にはくっつかなかったが、ペニアに当たって飛び散った。
- ⑥園児たちの様子は、その飛び散る感覚を楽しみ始め、園児らはどんどん、的に近づいていった。
- ⑦後日、前回と同じように泥粘土団子を作り、ペニアに投げて遊んでいた。泥粘土団子をペニアから取ろうとすると、偶然に泥粘土の皮膜に触ると指の跡が付くことに気付いた。
- ⑧園児たちは、ペニアについていた泥粘土を何度も触れていた。

- ⑨園児たちの様子は、最初に跡を付けた上から重ねて描いたり消したりが自在にでき、土粘土は描いているうちに表面が乾いてきた。その変化が指の滑りが悪くなると乾燥し始めていることに気付くようになった。
- ⑩園児たちは、新しい泥に手をつけて再び塗った。水分が多くなると描いてもすぐに消えた。とろみ加減のちょうどいい泥を探すようになった。
- ⑪園児たちは、泥粘土の厚みをつけて塗ると指跡が際立つ様子をつかんでいった。

ここでの園児達の行動は、泥粘土団子をつくることよりも泥粘土団子を的当てることに興味を持っている。園児達は、的当てを楽しんでいると次第にペニアに付く泥粘土の変化に気付いた。そして、最終的には土で描く造形的な行為に移行し、手形や指の跡などによる偶然的な活動となった。石倉・竹井（2006）は、的当て遊びから遊びが変化し、その遊びから園児達の感覚や意識の変化についての様子を以下のように報告している。

a. 遊びの内容の変化と感覚や意識の変化¹⁸

○泥団子を的に当てる

- ペニアに当たる音や感覚を楽しむ
- 丸い的に当てようと挑戦する
- 的にくっついた団子への挑戦

○的に泥団子をくっつける

- 的にくっつく団子を作りたいという欲求
- 作っては投げる、という試行錯誤
- 自然材の探求・異素材（砂）を試してみるという発想
- 砂の飛び散る性質への気付き
- 飛び散ることへの興味とその感覚を味わいたいという欲求

○飛び散る感覚を楽しむ

- 砂の団子の飛び散る音、飛び散り方への興味
- 投げ方の強さ、的への距離と飛び散り方の関係を意識

○ペニアに描く

- 指でペニアに付いた泥をさわったときの感触のおもしろさ
- 模様がつくこと、消えることの発見と興味
- 濃度によって指跡の白さが際立つことへの気付き

この活動について石倉らの意見は、的当て遊びにおいて、泥粘土団子のペニアに当たる音や、当たった形跡が感覚的に捉えたことで、幼児の興味を惹くことができたとしている。そして、園児達は泥粘土団子をつくる水分量の違いに気づき、ペニアに当たる音や形跡にさら

に興味を惹かれていた。泥粘土団子が水分により柔らかくなつたことから、近くにあった砂で砂団子をつくり、音や形跡を試したと推察されると報告されている。また、砂団子の当たる音や形跡からは、泥粘土団子との質感の違いがあり、混じり合つた時の視覚的な面白さにより園児達の興味があつたとされている。ペニアへの描画行為に移行した理由としては、ペニアの性質により泥や砂が付きやすかったことで、感覚的な遊びが視覚的な遊びにつながつたとされている。

この実践での「造形遊び」の表現行為については、的当ての泥粘土団子を作るため、泥粘土と水を混ぜて丸めて団子にした時の感覚を手に触覚として受けた。次に、的当てからは、ペニアに当たる音や形跡などにより、聴覚と視覚にも刺激を受け、泥粘土と水分量の違いにより音や形跡の違いに気づいた。さらに園児達は、興味に引かれ周りの環境にある砂で砂団子をつくり、ペニアに当ててみると、泥粘土と違う音や形跡の違いを感じることができた。さらには、泥粘土と砂が混ざることで聴覚と視覚に刺激を受け、手や指先を使い触覚と視覚により、造形的な行為に移行し、偶然的な表現がなされたものである。この活動について石倉らは、「複数の自然材が近い距離に混在する環境が、遊びを単一的なものとして終わらせることなく、楽しみ方や造形表現を広げる可能性を内包している」と示唆している¹⁹。

5、「造形遊び」の意義について

環境を通して学ぶこととされている幼児期は、様々な環境や素材・材料との関わりの経験を増やすことが期待されている。遊びは、幼児にとって「自ら人やもの、場に働きかけることを楽しむこと、目的やそれを実現する方法を見つけたり、試したりすること、そして得られる知識や技能を自らのものにすること」、発見や体験を通して創造力を働かせるなど、環境との関わり方を生成するとされている²⁰。上記の実践報告の事例は、幼児が環境や素材・材料から感じた触覚、視覚、聴覚などの感覚からどのような影響を受けた行動なのかと、また逆に、環境や素材・材料の特性が幼児にどのような影響を与えるのかの両方の見方が考えられる。また、幼児の行動は、感覚や意識の変化によるものであり、幼児の感性に関わってくるところが多いにあると考えられる。

幼稚園や保育園などで扱う「造形遊び」の環境は、屋外では、園庭、園舎などの壁面、砂場、樹木の周り、園庭の片隅などが挙げられる。屋内では、ホール、教室、廊下、自由に使えるスペースなどが挙げられる。次に、生活において身近な素材・材料は、大きく分けると自然材と人工材がある。自然材は土、砂、小石、落ち葉、枯れ枝、木の実、木材、水などがあり、人工材は、段ボール、ペットボトル、紙、容器などが挙げられる。花篠・岡田（2013）によると、幼児の行動は、場や空間などの特徴に誘発されるとされ²¹、例えば、園内の屋外では、小石、草花、落ち葉、土や砂、枯れ枝などを使い、並べたり積んだりすることが考えられ、樹木や土山などでは、遊具と違った足や手の使い方が必要となり、感覚を頼りに工夫して登ることで、高さなどを実感することができると思われる。また、天候による要素は、場所に変化が現れ、雨が降れば、土や水などが小さな川のようになり、水溜りには波紋などが写し出され、自然との関わりを持つことができ、美的な感覚を働かせるようになるだろう。園内の屋内では、広い場所で段ボール箱をつないで迷路などをつくり、入ってみることで自分たちの体で空間

を実感することができ、全身の感覚を働かせてかかわりを持つことができる。冬場では、気温の変化により窓ガラスが曇り、指跡が残ることに気付き、窓ガラスがキャンバスになり自由に描くことだろう。このように、場所や空間にある特徴を遊びの中で発見したり気付いたりして、全身の感覚を働かせて関わることで幼児の行動は誘発されると考えられる。花篠・岡田（2013）は、「環境にかかわることを通して学ぶ幼児期の子どもには、まず環境とのかかわり方を増やすことが期待される。造形遊びによって様々な環境とかかわる経験を重ねることは、その結果としてできてくるもの（作品のようなもの）より大きな価値をもつ」と明言されている²²。また西野は、「諸感覚の発達」について「様々な材料、制作環境に触れることで、視覚、聴覚、触覚、嗅覚といった子どもたちの感覚を刺激する」その「新しい〈かたち〉をつくりだし、〈かたち〉との関係において、その場所を理解していく」²³とし、「そのような理解は、単に見せられたり教えられたりすることによって理解したものとは比べようもない質的な高まりをもつ」と述べられている²⁴。このように、幼児期に感覚的な経験を重ねることは、環境や素材・材料の特徴を捉え、感覚を通して誘発されることで、さらに環境や素材・材料のかかわり方を生成していくものであると考えられる。素材・材料の関わりについて保育所保育指針解説（2018）では、「水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ」と示されており「全身でその感覚を楽しむ」とし「諸感覚を働かせていくことが、子どもの感性を育む」と明示されている²⁵。また、幼稚園教育要領解説（2018）においては、「生活中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ」と示されており、「諸感覚を働かせてそのものを素朴に受け止め、気付いたり楽しんだり、その中にあらゆる面白さや不思議さなどを感じて楽しんだりする」とされ、体験を繰り返し行うことで「気付いたり感じたりする感覚が磨かれ」ていくとされている²⁶。さらには「いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ」とされ「素材に関わる多様な体験は、表現の幅を広げ、表現する意欲や想像力を育てる上で重要である」とされている²⁷。このように、環境や素材・材料から得られる感覚的な経験は、豊かな感性を育む上では必要なことであり、「造形遊び」を扱うことの意義も充分にあると思われる。

6、まとめ

本稿は実践報告の事例を基にしたが、今後は「造形遊び」の環境や素材・材料を扱う上の関わりや感覚的な表現行為となるように、色々な素材・材料の特徴などを吟味し、自ら実践を行うなど「造形遊び」の可能性を追求していきたい。また、環境や素材・材料を扱う時、幼児が主体的に行うためにも、道具や用具なども造形的な手段として考えられる。そのためには、これらの関係性を考察していく必要があると考えられる。次に「造形遊び」は、人的環境による関わりも大きな影響をもたらすと考える。前文の「土を掘る活動」のエピソードにおいて、幼児は土を触ることに抵抗を感じており、保育者が呼びかけを行ったために活動を広めることができた。これは、幼児が自ら感じたことをそのまま言葉し、保育者はその表れを受け止め、保育者も土に触れてみせて土の扱い方を幼児に教えた。幼児は安心したのか、土の扱いに変化をもたらしている。このような教師や保育者が関わりを持つことは、幼稚園教育要領（2017）に示されており、教師や保育者の受け止めや呼びかけによっては、さらに

幼児の行動が発展し、経験を広めることができると考えられる。人的環境についても「造形遊び」の可能性を追求して行きたい。

引用文献

- 1 山田芳明・大西洋史・西尾正寛(2019)「教科内容としての「造形遊び」の認識に関する一考察」『美術教育学研究』51, p.345.
- 2 文部科学省 (2017)『幼稚園教育要領』建帛社, p.6.
- 3 同上.
- 4 同上, p.10.
- 5 同上.
- 6 文部科学省 (2017)『小学校学習指導要領解説「図画工作編」』日本文教出版, p.26.
- 7 同上.
- 8 同上.
- 9 同上, p.38.
- 10 同上, p.39.
- 11 同上.
- 12 同上.
- 13 同上.
- 14 幼稚園教育要領, 前掲書, p.2.
- 15 山本将之・宇野晴恵・海堀麻衣子・清水晶子・川口昌子 (2020)「園児の生活環境を生かした自然物による造形活動の実践－園庭の土を用いた土鈴づくり－」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』10, pp.105-106.
- 16 同上, p.106.
- 17 石倉卓子・竹井史 (2006)「造形表現を拓く自然材の可能性－幼児の“造形的遊び”についての事例的考察－」『富山大学人間発達科学部紀要』1(1), p.162.
- 18 同上, p.163.
- 19 同上.
- 20 花篠實・岡田慾吾 (2013)『新造形表現 理論・実践編』三晃書房, p.88.
- 21 同上, p.91.
- 22 同上, p.89.
- 23 倉原弘子 (2016)「造形遊びの教育的意義に関する一考察－西野範夫の観点を基に－」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』48, p.26.
- 24 同上, p.27.
- 25 厚生労働省編 (2018)『保育所保育指針解説』フレーベル館, p.170.
- 26 文部科学省 (2020)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, p.235.
- 27 同上, p.239.

オンライン介護実習における意図的な観察の可能性を探る オンライン余暇活動実施後のアンケート調査結果から

Exploring the possibility of intentional observation in online long-term care training
: From the results of a questionnaire survey after conducting online leisure activities

松本末信

要旨

2021年11月8日現在、新型コロナウイルス感染症の感染及び、新型コロナウイルスの感染症対策の収束はいまだ見通しが立っていない。介護福祉士養成教育機関等も例外ではなく、特に介護実習においては、実習受け入れ施設側から受け入れを断られるケースが出ており、従来の介護実習が実施できないことが予想された。そこで、本稿では、オンライン介護実習における可能性を模索し、意図的な観察に焦点をあて考察した。その結果、観察、情報の共有、連携といった一連の行動のありかたと、今後のオンライン実習を実践する際の意図的な観察についての可能性が示唆された。

キーワード：介護実習、オンライン、介護過程、観察

はじめに

2020年1月15日、国内初の新型コロナウイルス陽性者が確認¹⁾されてから、まもなく2年を迎えるとしている。2021年11月8日現在、厚生労働省の発表によると国内における新型コロナウイルス感染症の感染者は1,724,200例、死亡者は18,310名また、入院治療等をする者は2,204名²⁾である。2021年4月23日に発出された第3回新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置³⁾は、2021年9月30日をもって新型コロナウイルス感染症緊急事態及びまん延防止等重点措置の終了⁴⁾となったものの、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)の感染及び、新型コロナの感染症対策の収束は見通しが立っていない。

介護福祉士養成教育機関等も例外ではなく、講義、演習、介護実習のすべてにおいて、既存の感染症対策に加え新型コロナの感染症対策が必須であり、特に介護実習においては、実習受け入れ施設側も家族面会や外出機会等を制限し厳重な対策を実施しており、感染防止の観点から介護実習生の受け入れを断られるケースが出ている。今後の介護実習の在り方を模索するなか、2020年6月1日に文部科学省・厚生労働省から発出された『新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について』⁵⁾では、実習施設等の代替が困難である場合、実情を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない⁶⁾と示された。先行研究では、介護実習においてICTを活用した「ICTを用いた介護実習に関する一考

察」⁷⁾ や介護過程の学習効果を検証した「遠隔実習による『介護過程』の学習効果の検証」⁸⁾ はおこなわれていたが、介護過程の展開のアセスメントをおこなう際に必要である意図的な観察に関する研究は見当たらなかった。

そこで、本稿では、オンライン介護実習における介護過程の展開を軸に、オンライン介護実習中に実践した余暇活動における意図的な観察に焦点をあて、対象学生のアンケート調査結果から考察する。オンライン介護実習における観察者の視点や、意図的な観察の可能性について新たな示唆を得ることを目的とする。

I 介護実習と介護過程

1. 介護実習

『第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について』⁹⁾ より、2019年度から介護福祉士養成ルートの新カリキュラムの導入が順次開始された。教育時間総数は1,850時間であるが、介護実習はそのうちの約4分の1にあたる450時間を占めている。このことからも、介護福祉士養成課程において介護実習がいかに重要な教育内容であるかが理解できるであろう。新カリキュラムでは、介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域で学んだ知識と技術を領域「介護」で統合し、アセスメント能力を高め実践力の向上を図る¹⁰⁾ とされている。介護過程の実践力の向上においては、『介護実習』に新たに教育に含むべき事項として、介護過程の実践的展開、多職種協働の実践、地域における生活支援の実践¹¹⁾ が追加された。

2. 介護過程

介護過程とは領域「介護」における教育内容の1つであり、アセスメント、介護計画の立案、介護計画の実施、評価・修正から成る一連のプロセスである。利用者の生活課題を解決するためには、利用者の心身の状況に応じた介護実践が必要であり、介護過程を展開することは、根拠がある介護実践に繋がる。また、介護実習では介護過程の実践的展開が求められており介護実習における軸となっている。さらに、新カリキュラムにおける『求められる介護福祉士像』では『専門職として自律的に介護過程の展開ができる』¹²⁾ と明記されており、介護福祉士養成教育においても自律的な介護過程の展開ができるようになることが求められている。

II 研究方法

1. 研究対象

本学に在籍している令和2年度入学生26名を対象とした。

2. 調査期間

2021年2月8日～2021年2月26日を調査対象期間とした。

3. 調査方法

オンライン介護実習における余暇活動後にアンケート調査を実施した。「はい」または「いいえ」で回答を求めるとともに、その理由を自由記述してもらった。

最後に、オンラインによる余暇活動の実践について、自由記述してもらった。

4. 調査項目

アンケート調査項目(表1参照)

表1) アンケート調査項目

1) 性別
2) 年齢
3) オンラインによる余暇活動の実践中に利用者の表情に変化はありましたか。
4) オンラインによる余暇活動の実践中に利用者の感情に変化はありましたか。
5) オンラインによる余暇活動の実践を通して利用者と双方向コミュニケーションを図ることができましたか。
6) オンラインによる余暇活動の実践を通してチームで連携を図ることができましたか。

5. 分析方法

調査結果は、回答者が特定されないように処理するとともに記述統計量を算出し比較をおこなった。また、自由記述については、回答をテキストデータにし、KH Coderによる分析をおこなった。

6. 倫理的配慮

本研究では、研究対象者の権利擁護に努め、得られた内容から個人を特定できないよう十分な倫理的配慮をおこなった。

調査の実施にあたり協力は任意であり、協力の有無により不利益を被ることがないこと、更に、得られた内容は、回答者が特定されないことを説明するとともに、得られた結果については関連学会での発表や学会誌などへも投稿する予定であることを伝え了承を得た。

調査によって得られたデータの保護については、鍵のかかる部屋の保管庫に施錠して保管し、安全管理に十分注意した。

III 結果

本学介護福祉士コースの学生26名を対象とし、アンケートの回収率は100%であった。

調査結果は、回答者が特定されないように処理するとともに記述統計量を算出し比較をおこなった。また、自由記述については、回答をテキストデータにし、KH Coderによる分析をおこなった。

KH Coderによる共起ネットワーク分析では、階層的クラスター分析の併合水準を基に語を絞り込み、非類似度が高まる手前のクラスター数を使用し分析をおこなった。これにより、語と語の共起性、関連性の有無、関連性の強さが示された。また、共起ネットワークの表示に関しては、円が大きいほど語の出現回数が多い。円と円の距離は共起性とは無関係であり、語と語が結ばれているかどうかで、共起性や関連性の有無を表す。線の太さは語と語の関連

性の強さを表す。語と語の関連性の強さを視覚的に分かり易くするため、結んでいる線には Jaccard係数を付しており、数値の大小で関連性の強弱が概観できるようになっている。

1. アンケート結果

1) 性別

男性 12名、女性 14名 N=26

2) 年齢

19歳から 85歳

3) オンラインによる余暇活動の実践中に利用者の表情に変化はありましたか。

オンラインによる余暇活動の実践中に利用者の表情に変化はありましたかについては、回答者全員が「はい」と答えており(表2参照)、自由記述による回答では、「笑顔」の出現数が最も多かった。また、語と語の関連性においては6つのグループができた。さらに、Jaccard係数を指標とした比較では、「表情」と「変化」の関連性が最も強かった。続いて、「笑顔」と「見る」、「最初」と「表情」においても関連性が強いという結果となった。(図1参照)

表2) 利用者の表情の変化 (n = 24)

はい 24人 (100%)

いいえ 0人 (0%)

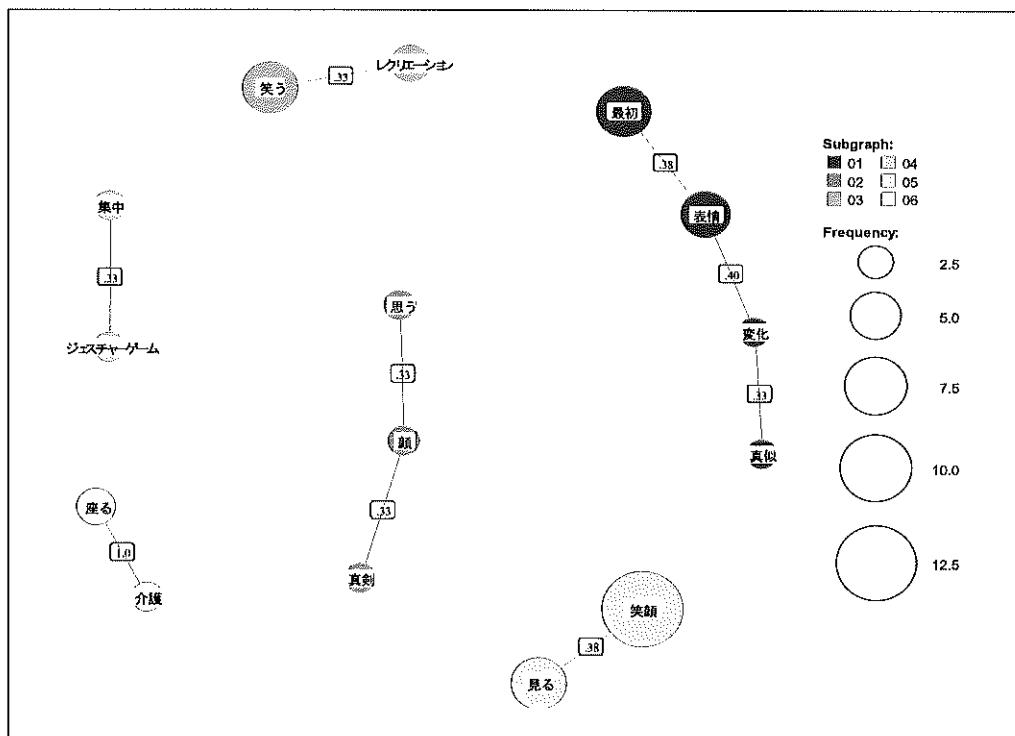


図1 利用者の表情の変化(共起ネットワーク分析結果)

4) オンラインによる余暇活動の実践中に利用者の感情に変化はありましたか。

オンラインによる余暇活動の実践中に利用者の感情に変化はありましたかについては、「はい」が21人、「いいえ」が4人であり(表3参照)、自由記述による回答では、「楽しい」の出現数が最も多かった。また、Jaccard係数を指標とした比較では、「思う」と「感情」、「変わる」と「分かる」、「見る」と「笑顔」、「思う」と「考える」の関連性が強いという結果となった。さらに、「楽しい」と「思う」、「感情」と「笑顔」、「分かる」と「感じ」の語はそれぞれ別グループに属するが、語と語の関連性が認められた。(図2参照)

表3) 利用者の感情の変化 (n = 25)

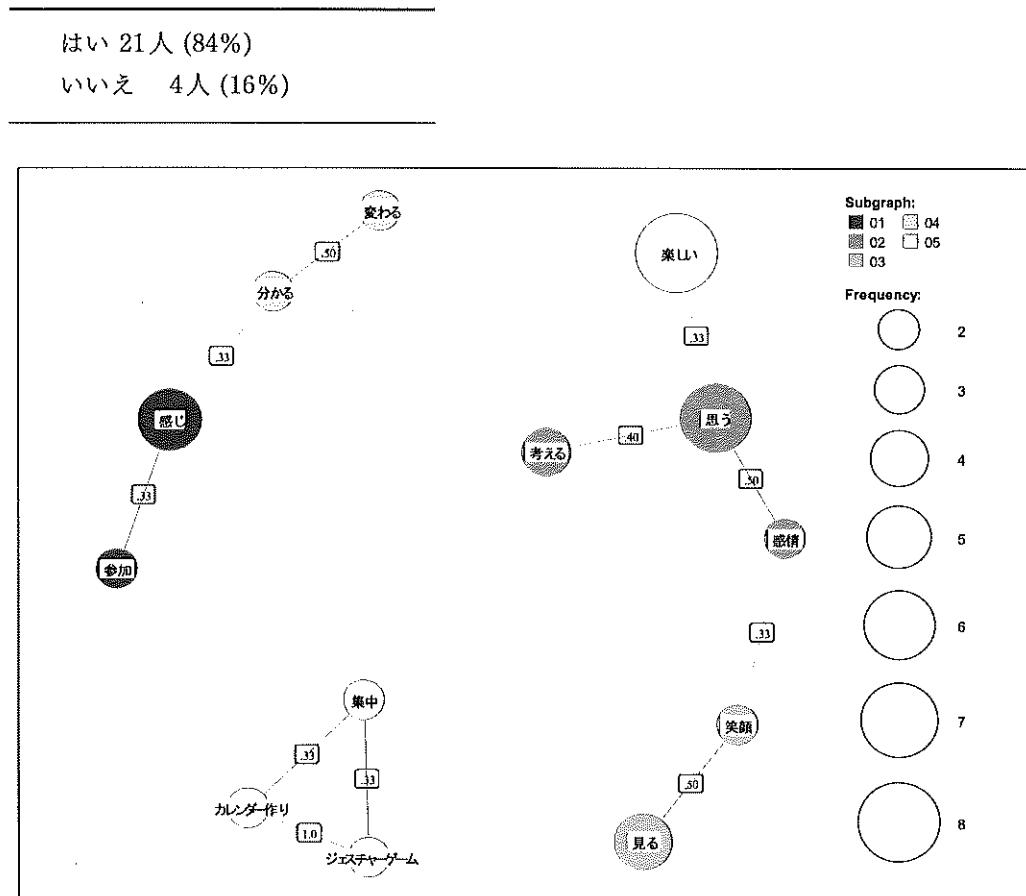


図2 利用者の感情の変化(共起ネットワーク分析結果)

5) オンラインによる余暇活動の実践を通して利用者と双方向コミュニケーションを図ることができましたか。

オンラインによる余暇活動の実践を通して利用者と双方向コミュニケーションを図ることができましたかについては、「はい」が22人、「いいえ」が3人であり(表4参照)、自由記述

による回答では、「コミュニケーション」、「会話」、「答える」、「聞く」の4つの語が最も出現数が多かった。Jaccard係数を指標とした比較では、「スタッフ」と「説明」の関係性が最も強かった。続いて、「聞く」と「返す」、「手を振る」と「分かりますか」も強い関係性が認められた。また、「手を振り」、「答える」、「分かりますか」のグループと「一緒に」、「質問」において語の関係性が認められた。(図3参照)

表4) 利用者と双方向コミュニケーション (n=25)

はい 22人 (88%)

いいえ 3人 (12%)

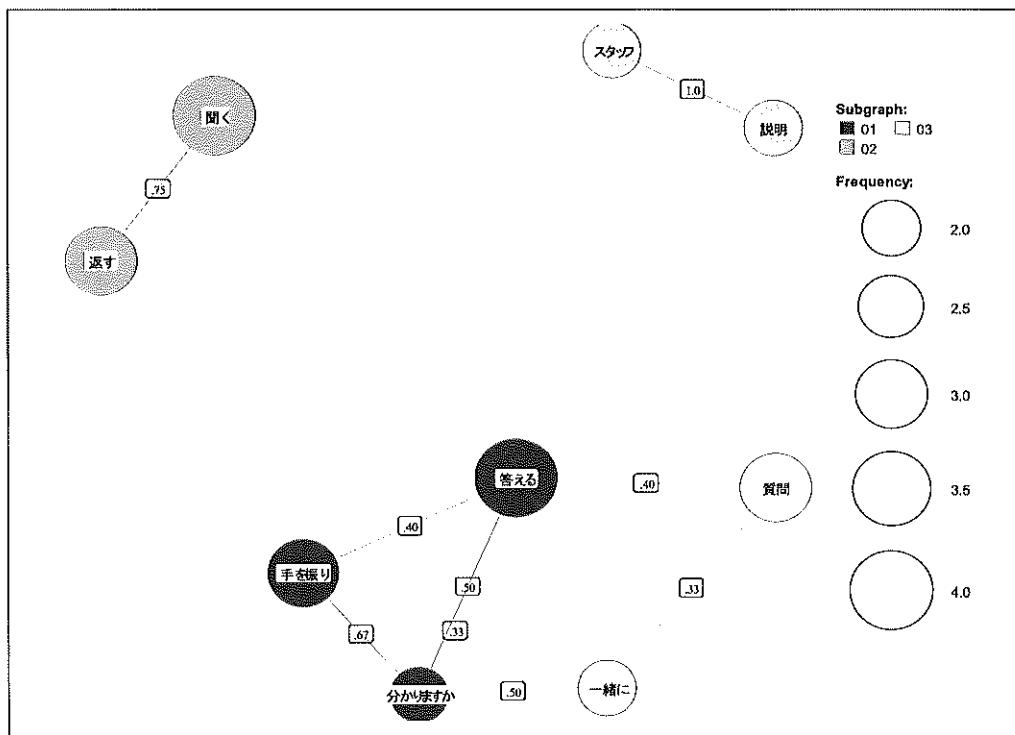


図3 利用者との双方向コミュニケーション(共起ネットワーク分析結果)

6) オンラインによる余暇活動の実践を通してチームで連携を図ることができましたか。

オンラインによる余暇活動の実践を通してチームで連携を図ることができましたかについては、「はい」が23人、「いいえ」が2人であり(表5参照)、自由記述による回答では、「人」の出現数が最も多かった。また、Jaccard係数を指標とした比較では、「タイムキーパー」と「BGM」の関係性が最も強かった。続いて、「思う」と「チーム」、「伝える」と「レクリエーション」において関係性が強いという結果となった。さらに、グループの違う3つの語「人」、「利用者を観察」、「レクリエーション」は比較的強い関係性があるという結果となった。(図4参照)

表5) チームの連携 (n = 25)

はい 23人 (92%)
いいえ 2人 (8%)

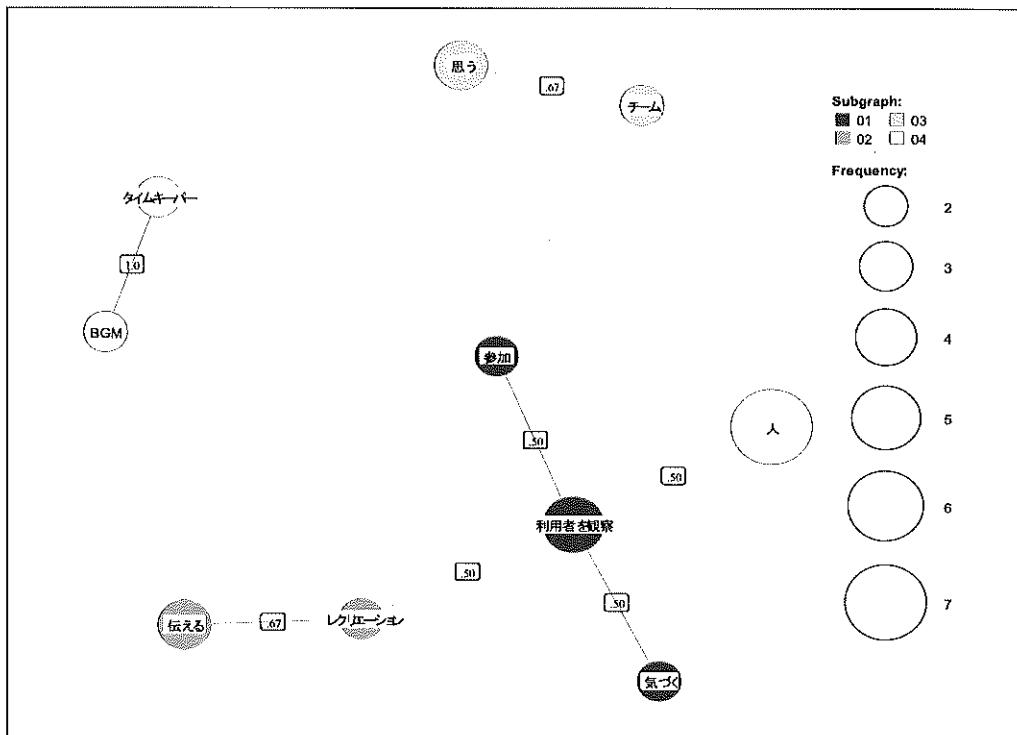


図4 チームの連携(共起ネットワーク分析結果)

IV 考察

アンケート調査で得られた自由記述の内容に対し、KH Coderによる共起ネットワーク分析をおこなった結果、語と語の共起性、関連性の有無、関連性の強さを明らかにし、その後、オンライン介護実習における意図的な観察に焦点をあて考察をおこなった。

1. 設問3) 利用者の表情に変化はありましたかについて

最も出現数が多かったのが「笑顔」であり、「見る」との関係性が強いことが示された。学生は余暇活動中に利用者の観察をおこない、利用者の表情が笑顔になっていることに気づいていた。同様に、「最初」、「表情」、「変化」、「真似」のグループと、「レクリエーション」と「笑う」のグループにおいても、余暇活動の途中で利用者の表情に変化があったことに気づいていたことがうかがえた。これは、モニター越しに利用者の表情や仕草を観察し、利用者の反応を確認しながら余暇活動をおこなっていたからではないかと考えられる。

2. 設問4) 利用者の感情に変化はありましたかについて

最も出現数が多かったのが「楽しい」であった。学生は余暇活動を通して利用者の表情が

笑顔になっていくことに気づき、利用者も楽しんでいると解釈したのではないかと考えられる。しかし、「楽しい」と関係性がある「思う」は、「～であると思われる」という曖昧な意味でも使用されていた。つまり、学生は利用者の表情が笑顔になったことは確認できていたが、利用者が本当に楽しんでいるかどうかについては推察にとどまっていたと考えられる。

3. 設問5) 利用者と双方向コミュニケーションを図ることができましたかについて

最も出現数が多かったのが「コミュニケーション」、「会話」、「答える」、「聞く」であった。特徴的な語としては「手を振り」があげられた。これは、コミュニケーションにおける工夫である。「手を振り」、「答える」、「分かりますか」のグループに対し、「質問」は「答える」と関係性があり、「一緒に」は「分かりますか」、「手を振り」と関係性がある。非言語的アプローチを加えることで、利用者が余暇活動の内容説明や問い合わせに対し理解ができ、モニター越しであっても意思疎通を円滑に図ることができるよう、考え方行動した学生の意図を読み取ることができた。

4. 設問6) チームで連携を図ることができましたかについて

最も出現数が多かったのが「人」であった。回答では、チームメンバーやチームメンバーの役割を指しており、「利用者を観察」に対する語の関係性も認められた。これらの事から、学生はそれぞれの役割を意識し、役割の中で利用者を観察していたと考えられる。また、「利用者を観察」と「参加」と「気づく」は同グループであり、「参加」は利用者が余暇活動に参加しているかどうかに対し使用され、「気づく」は余暇活動中の利用者の変化や気づきなどに対し使用されていた。学生は、利用者に対する観察の視点を持ち、余暇活動中に利用者を観察することで、参加の様子や変化に気づいていたと考えられる。さらに、「レクリエーション」と「利用者を観察」においても語の関連性が認められた。「レクリエーション」は「伝える」と同グループであり、オンラインによる余暇活動の際、観察によって気づいたことをチームメンバーに伝え、共有するという意味で使用されていた。余暇活動の実践中に利用者の表情、発言、しぐさ等の変化に気づいたメンバーが司会進行役、その他のメンバーに気づきを伝えることで、情報の共有を図り、余暇活動が円滑に進むよう協力していたと考えられる。

V まとめ

本稿では、オンライン介護実習における介護過程の展開を軸に、オンライン介護実習中に実践した余暇活動における意図的な観察に焦点をあて、対象学生のアンケート調査結果から考察をおこなってきた。利用者の表情の変化および感情の変化について、学生はモニター越しに利用者を観察しながら、利用者の変化に気づくことができていた。また、利用者との双方向コミュニケーションについては、手を振るなどの非言語的コミュニケーションを活用することで利用者の反応を確認しながら意思疎通を図っていた。学生は、オンラインによる余暇活動という状況下にあっても、モニター越しに利用者を観察することで、利用者の表情、発言、反応、身振り手振り等を多面的に捉え、余暇活動を進行するのに必要な情報を得たうえで観察と行動を繰り返していた。

次に、チームの連携に関しては、学生一人ひとりがチームの一員として役割のなかで観察

をおこない、得られた利用者情報を司会進行役やその他の学生に伝えることで、情報共有を図っていることが明らかになった。また、それぞれの役割を通して利用者を多角的に観察し、得られた情報を共有することによって余暇活動の円滑な実践にも繋がっていた。今回、学生がオンラインによる余暇活動において実践した、観察および情報の共有、連携といった一連の内容は、介護福祉現場でも求められる能力と連携の形であるといえる。

一方、オンラインによる余暇活動を実践したことで、オンラインにより実践する際の学習環境の整備等の課題もみえてきた。この事にもついても触れておきたい。オンラインによる余暇活動を実践するためには、Wi-Fi環境の整備、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、大型モニター等の準備、実習施設および実習施設職員の協力が必要不可欠である。そのため、事前打ち合わせの段階で実習施設と、必要物品や機器の動作確認、カメラ・機材の向きや角度調整、実習施設職員の協力体制、教員のサポート体制について十分な調整をおこなった。しかし、オンラインによる余暇活動の実践中に、画像の乱れ、画面がフリーズする等の不具合が生じ、学生が戸惑う場面があった。また、学生が内容の説明をするも、その意図が利用者にうまく伝わらず困惑する場面もあった。その事を察した実習施設職員と実習施設で待機していた教員がその場で利用者に説明し理解を促し、最後まで余暇活動を継続することができた。今後、オンラインによる介護実習の可能性を広げるためには、学生と実習施設職員の協力・連携に加え、Wi-Fi環境を安定させることや、モニター越しの利用者に対する説明方法の工夫が必要になるであろう。

最後に、本研究は、新型コロナの影響により通常の介護実習を実施することができない状況下において、オンライン介護実習を対象としたものであったが、オンラインを活用した介護過程の展開を軸とした意図的な観察の可能性について、一定程度の知見を得ることができたと考えられる。しかし、調査対象者が本学の学生を対象としているため、数量的データが限られていることなどから、分析結果には偏りがあり、十分な分析結果が得られていない可能性もある。そのため、今回の結果をもって一般化できるものではないと考えている。今後、オンラインを活用した介護実習についてさらに研究をすすめ、新たな知見を得ていきたいと考えている。

注)

- 1) 厚生労働省 報道・広報 報道発表資料 2020年1月 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について(1例目)2020年1月16日
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html) 最終閲覧日 2021年9月1日
- 2) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について 2021年11月8日 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22450.html) 最終閲覧日 2021年9月1日
- 3) 内閣官房 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の実施状況に関する報告 p2 2021年10月 (https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html) 最終閲覧日 2021年9月1日
- 4) 内閣官房 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の実施状況に関する報告 p4 2021年10月 (https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html) 最終閲覧日 2021年9月1日

- 5) 文部科学省、厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種の各学校、養成所及び養成施設の対応について 2021年6月1日
- 6) 文部科学省、厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種の各学校、養成所及び養成施設の対応について 1-(3) 2021年6月1日
- 7) 村中 典子・宮下 史恵・設楽 剛寛・室橋 綾乃・三浦 ひとみ (2021) 「ICT を用いた介護実習に関する一考察」
- 8) 大石 恵子・三浦 虎彦・堀米 史一 (2021) 「遠隔実習による『介護過程』の学習効果の検証」『上智社会福祉専門学校紀要 第16号』 14-23
- 9) 厚生労働省『「介護福祉士養成課程における教育の見直し」について』第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 資料2. 平成30年2月15日
- 10) 厚生労働省『「介護福祉士養成課程における教育の見直し」について』第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 資料2.p3 平成30年2月15日
- 11) 厚生労働省『「介護福祉士養成課程における教育の見直し」について』第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 資料2.p3 平成30年2月15日
- 12) 厚生労働省『「介護福祉士養成課程における教育の見直し」について』第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 資料2.p9 平成30年2月15日

「介護老人福祉施設におけるリスク意識と職種間の異同」

Risk Attitudes and Interprofessional Dissimilarities in Long-Term Care Facilities for the Elderly

橋 本 晃

要 旨

本研究では、施設サービスの中でも重介護を担う介護老人福祉施設の職員を対象に、リスクに対する意識調査を行った。その結果から、職種別にみたリスクの特徴と主なリスク要因を11項目抽出することができた。また、職種間によるリスク意識の異同と職種間の関係性について明らかにした。これらの調査結果より、人材不足・新型コロナウィルス対策・介護事故については一定に高い意識がみられた。しかし、介護老人福祉施設におけるリスクマネジメントには必要な情報共有の課題と、共有するための職種間の意識統一が必要であることが示唆された。

キーワード：リスクマネジメント、介護老人福祉施設、施設サービス、職種間のリスク意識

1. はじめに

現在、我が国では少子高齢化のなか高齢化率は28%を超えており、「2025年問題」では後期高齢者人口が約2200万人（国民の約4分の1）になると試算されている。2000年に介護保険制度が始まって以来、地域包括ケアシステムが注目されるようになったが、依然として施設サービスの役割は大きく、厚生労働省（2018）によると、制度開始以降の介護保険施設では、介護老人福祉施設が8,097施設、介護老人保健施設が4,335施設、介護医療院が62施設、介護療養型医療施設が1,026施設¹⁾となっている。この他、有料老人ホームやグループホームなどの入所系サービス、あるいは在宅系サービスなど、措置から契約へ転換された介護保険制度を機にさまざまな形態の介護サービス事業者が増加している。そのため、介護保険制度開始以降、利用者（債権者）と事業者（債務者）の関係が明確化するようになってきたことで、利用者が安全に安心して生活するための責務を果たすため、安定した事業継続が事業者に強く求められるようになってきた。柴尾（2005）は、「介護サービスはリスクの高い人を対象とした対人サービスであって、リスク対策は十分に立てて当然であるにもかかわらず、従来はそのような意識がかなり低かったのではないか」とし、加えて「自立支援を目的にして利用者にあえてリスクに挑んでいただくといったサービス提供を求めている」²⁾と述べている。つまり、介護サービスを提供される対象者は、既にリスクを抱えた利用者であり、さらに言えば介護保険法の性格上、自立支援を前提とした介護を目標に掲げているため、利用者自らが自立のために身体的・精神的リスクに挑むことを意味している。また、介護者の

力量によっては自立支援を適切に行えず、介護事故に至るケースも予測されることから、介護職員の質と量の向上を図る必要があることは常に重要視されてきた。

ところが、昨今の慢性的な介護人材不足や大規模災害・感染症対策などの影響により、介護職員の質と量の確保に苦慮している事業所は少なくなく、高齢者の安心と安全を図るためにの安全管理義務は喫緊の課題となっている。厚生労働省（2021）令和3年度介護報酬改定によると、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るよう求めている。³⁾ なお、「介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化」⁴⁾については、介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。併せて施設系サービスにおいては、安全対策担当者を定めることを義務づけた。（6月の経過措置期間）これは、現行の、イ）事故発生防止のための指針の整備、ロ）事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、ハ）事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施に加え、イ～ハの措置を適切に実施するための担当者設置を追加した措置である。今後、事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合には基本報酬を減算する（6月の経過措置期間）ことや、組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する点などが盛り込まれている。

国はこれまで、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」⁵⁾や「リスクアセスメント導入促進マニュアル」⁶⁾などの指針やマニュアルを公表し、リスクマネジメント研修も同時に実施している。同様に、地方公共団体や社会福祉協議会、各職能団体でも実施されている。全国老人保健施設協会においては、管理的役職者を中心として「リスクマネジャー認定制度」⁷⁾をつくり、介護施設の安全管理体制強化も始まっている。

高齢者施設において想定されるリスクについて、葛田（2020）は、介護事業運営に降りかかる様々なリスクには、「経済リスク（金融危機など）、財務リスク（負債増加など）、労務リスク（リストラなど）、事故リスク（労災など）、災害リスク（地震、津波など）、訴訟リスク（PL法訴訟など）、政治リスク（制度改革など）、社会リスク（機密漏えいなど）がある。」⁸⁾と述べている。また、それは社会情勢と共に変化・多様化している。そのようななか、施設サービス従事者がどのような意識のもと業務を行っているのか、現状を把握することで事業所のリスクを予測し、事業所の安全対策システムをいざという時に使えるものにする必要がある。

本研究は、介護老人福祉施設に勤務している職員が多岐にわたるリスクに対して、自身の業務を行ううえでリスクをどのように意識しているのか、また、リスクに対してどのように優先順位をつけているのか調査するとともに、職種間による差異を分析する。その調査結果から介護老人福祉施設におけるリスクマネジメントの強化に向けた示唆を得ることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 調査対象・項目

研究承諾が得られた社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設（3施設）に従事する全職員（合計222名）を対象にアンケート調査（留め置き調査）を実施した。これらの施設はいずれも入所定員50床以上、立地条件や建物の構造が異なる施設を選別している。調査票の具体的内容は、介護老人福祉施設に勤務する職員の属性、ならびに業務を行ううえでリスクに感じることを優先順位の上位3つ自由記述で回答してもらった。期間は2021年9月9日～2021年10月7日。

(2) 分析対象・方法

調査票の回収数（率）は222票中186票（回収率83.8%）。

そのうち有効回答数（率）は186票中178票（有効回答率95.7%）。回答者178人の属性から抽出された、もっともリスクを感じること（以下、リスク1とする）から、2番目にリスクと思うこと（リスク2）、3番目にリスクと思うこと（リスク3）の調査結果をKH-coderで解析し、テキストマイニングの手法を用いて分析を行った。

(3) 倫理的配慮

本研究調査は、対象施設の管理者に対して文書、及び口頭で説明し同意を得て実施した。回答者に対しては、回答は自由意志であること、また、個人が特定できないよう配慮することを説明し、同意が得られた場合にのみ無記名で回答してもらうよう配慮した。なお、本研究は、日本介護福祉学会研究倫理指針に従い実施し、得られた結果については、関連学会での発表や学会誌などへも投稿する予定であることを伝え了承を得た。調査によって得られたデータは鍵のかかる部屋の保管庫に施錠・保管し安全管理に十分注意している。

3. 結果

(1) 回答者の属性

回答者の属性は、表1のとおりである。

(2) アンケート分析

1) 自由記述されたすべてのリスクをクラスター化した結果、リスクと思われるすべての項目について階層的クラスター分析を行い、グルーピング数を11に設定、この11の分類数を多次元尺度構成法に設定することで、11のクラスター（図1）を導き出し、その後、各クラスターの構成要素を分析した。分析項目は以下の通りである。

表1 回答者の属性

属性	区分	n	%
性別	男性	54	30.3
	女性	124	69.7
年齢	10～20歳代	32	18.0
	30～40歳代	74	41.6
	50～60歳代	58	32.6
	70歳代以降	6	3.4
	未記入	8	4.5
歴歴	3年未満	34	19.1
	3年以上5年未満	21	11.8
	5年以上10年未満	53	29.8
	10年以上	64	36.0
	未記入	6	3.4
職種	介護職員	95	53.9
	看護職員	19	10.7
	管理栄養士・栄養士	12	6.7
	機能訓練員	7	3.9
	施設長・副施設長	2	1.1
	事務職員	16	9.0
	事務長	2	1.1
	生活相談員	4	2.2
	調理員	18	10.1
	介護支援専門員	1	0.6
	未記入	1	0.6

合計が100%でない箇所は、少數点第2位以下切捨てによるものである。

【抽出した11のリスク項目】

- ① 職員間の情報共有不足や業務体制の不備から繋がる事故リスク。
- ② 夜勤者の身体的・精神的負担と利用者の安全確保。
- ③ 人員不足による利用者への危険や職員の業務負担。
- ④ 利用者が日常生活上移動・移乗される際の介護技術的不足や判断ミスによる事故。
- ⑤ 職員の健康や体調管理など職員自身に関する不安。
- ⑥ 入浴時・排泄時の介護拒否や暴力行為による怪我や表皮剥離などのトラブル。
- ⑦ 認知症やさまざまな疾患による利用者のADLの低下や急変時の対応。
- ⑧ 新型コロナウィルス感染症などの感染リスクや災害リスク、コンプライアンス違反などにより、施設が危機的状況に陥ること。
- ⑨ 利用者やその家族からの苦情やトラブル。
- ⑩ 利用者自身で行動された際に生じる転倒・転落などの事故。
- ⑪ 業務においてミスができないと思う不安から起る職員のストレス。

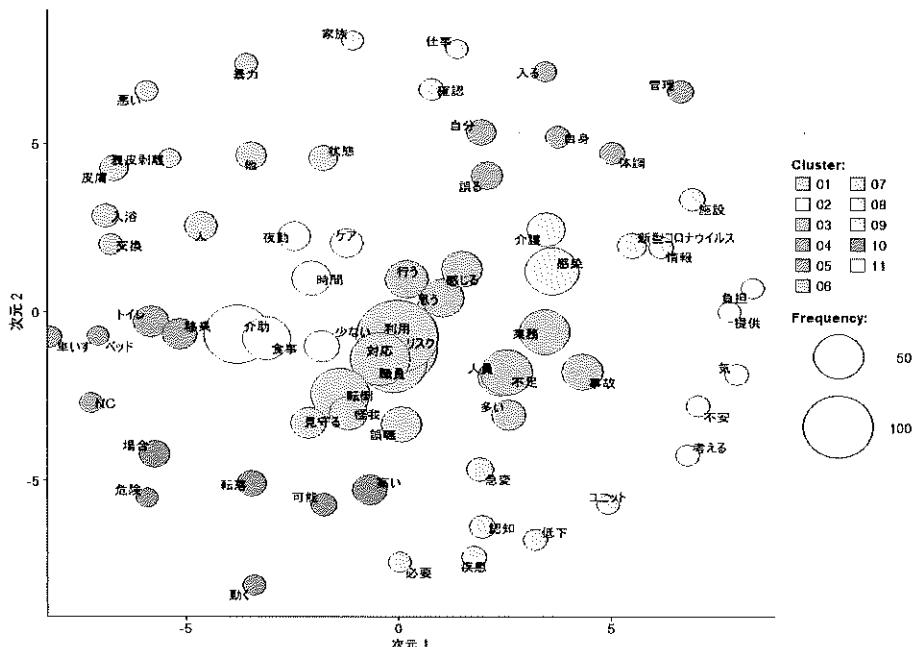


図1 職員が感じているリスク（全体）

2) 職種別に抽出した頻出語

リスク1～3について職種ごとに抽出した頻出語を集計し、どのようなリスク要因が多く含まれているか検討した。表2はリスク1のそれぞれの職種において頻出している言葉の集計である。同様の方法でリスク2～3の集計も行った。

なお、頻出語の多い順に1～10番目まで表示しているが、施設長・副施設長、事務長、介護支援専門員については職員数が少ないとめすべての回答を記載した。

表2 リスク1における職種ごとの頻出語

(介護職員)	n=96	(看護職員)	n=19
1 利用	サ変名詞 36	1 感染	サ変名詞 17
2 介助	名詞 31	2 利用	サ変名詞 9
3 職員	名詞 29	3 職員	名詞 5
4 転倒	サ変名詞 25	4 リスク	名詞 4
5 リスク	名詞 22	5 急変	サ変名詞 4
6 人員	名詞 22	6 読る	動詞 4
7 対応	サ変名詞 22	7 対応	サ変名詞 4
8 不足	サ変名詞 21	8 不足	サ変名詞 4
9 怪我	サ変名詞 13	9 センサー	名詞 3
10 業務	名詞 11	10 介護	サ変名詞 3

(管理栄養士・栄養士)	n=12	(機能訓練員)	n=7
1 感染	サ変名詞 4	1 リスク	名詞 4
2 异物	名詞 3	2 感じる	動詞 4
3 感じる	動詞 3	3 利用	サ変名詞 3
4 管理	サ変名詞 3	4 可能	形容動詞 2
5 混入	サ変名詞 3	5 介助	名詞 2
6 食中毒	サ変名詞 3	6 関係	サ変名詞 2
7 リスク	名詞 2	7 吸引	サ変名詞 2
8 勤務	サ変名詞 2	8 訓練	サ変名詞 2
9 誤る	動詞 2	9 誤る	動詞 2
10 考える	動詞 2	10 高い	形容詞 2

(生活相談員)	n=4	(事務職員)	n=16
1 サービス	サ変名詞 2	1 個人	名詞 5
2 希望	サ変名詞 2	2 情報	名詞 5
3 施設	サ変名詞 2	3 感染	サ変名詞 4
4 職員	名詞 2	4 利用	サ変名詞 4
5 人員	名詞 2	5 事故	名詞 3
6 説明	サ変名詞 2	6 送迎	サ変名詞 3
7 伝える	動詞 2	7 大きい	形容詞 3
8 入居	サ変名詞 2	8 チェック	サ変名詞 2
9 不足	サ変名詞 2	9 關係	サ変名詞 2
10 オペレーション	サ変名詞 1	10 給与	サ変名詞 2

(調理員)	n=18	(事務長)	n=2
1 异物	名詞 5	1 ライフライン	名詞 1
2 混入	サ変名詞 5	2 機能	サ変名詞 1
3 感じる	動詞 1	3 営業	名詞 1
4 管理	サ変名詞 1	4 職員	名詞 1
5 気	名詞C 1	5 湿る	動詞 1
6 口	名詞C 1	6 退職	サ変名詞 1
7 痛痛	名詞 1	7 直接的	形容動詞 1
8 作業	サ変名詞 1	8 停止	サ変名詞 1
9 自分	名詞 1	9 天災	名詞 1
10 食中毒	サ変名詞 1	10 披露	名詞 1
		11 離職	サ変名詞 1

(介護支援専門員)		n=1	(施設長・副施設長)		n=2						
1	過ごせる	動詞	1	1	ウイルス	名詞	1	11	新型	名詞	1
2	既往	名詞	1	2	コロナ	名詞	1	12	人権	名詞	1
3	誤る	動詞	1	3	コンプライアンス	未知語	1	13	生活	サ変名詞	1
4	疾患	名詞	1	4	プライバシー	名詞	1	14	生命	名詞	1
5	終末	名詞	1	5	違反	サ変名詞	1	15	伴う	動詞	1
6	心	名詞C	1	6	拡大	サ変名詞	1	16	不正	形容動詞	1
7	直結	サ変名詞	1	7	感染	サ変名詞	1	17	利用	サ変名詞	1
8	末期	名詞	1	8	危険	形容動詞	1				
9	無事	形容動詞	1	9	及ぶ	動詞	1				
10	命	名詞C	1	10	侵害	サ変名詞	1				
11	利用	サ変名詞	1								
12	感	名詞C	1								

3) 職種別リスク認識の特徴

リスク1～3における職種ごとの頻出語を集計した結果をもとに整理すると表3のような特徴がみられた。以下の項目は、表3の特徴をもとに職種間意識の異同についてまとめたものである。

【全体的に多くみられた特徴】

- ・新型コロナウイルス感染症対策などの感染症については、看護職員をはじめ介護職員、管理栄養士・栄養士、機能訓練員、事務員、施設長・副施設長から不安の声があがった。これは、介護現場で感染を防ぐ職種（介護、看護、栄養、機能訓練）と、窓口で感染を食い止める事務職員、全体的管理を担う施設長・副施設長がそれぞれの視点でリスクをとらえているといえる。また、新型コロナウイルス対策など不測の事態への対応からストレスを感じている職員も多く、特に看護職員や介護職員の業務負担が顕著にあらわれていた。
- ・人員不足については、調理員と介護支援専門員以外の職種でリスクと感じる意見が多かった。しかし、人員不足の一原因になる離職について不安を感じる職種は事務長と機能訓練員のみであり、特に人員不足を感じていた介護職員にはその意見があがっていない。人員を増やすことも重要であるが、人員を減らさない環境づくりも必要であると考えられる。今回の調査においては、マンパワーが充足していると読み取ることはできなかった。
- ・事務長や事務職員の意見からは介護事故におけるリスクは読み取れなかつたが、他のすべての職種が、転倒・転落や誤嚥・誤薬など多岐にわたる視点から介護事故をリスクととらえていた。特に介護職員の意識が高く、介護職員の介護事故防止への責任感もつよいことが読み取れた。

【管理的役割の大きい職種の特徴】

- ・施設長・副施設長や事務長・事務職員などの利用者に間接的に関わる職員は、情報漏洩やコンプライアンス、災害等に対する意識が高かった。また、災害による直接的被害の後に起こる、ライフラインの停止など二次的被害を危惧する声もあり、災害に備える重要性を感じている。
- ・請求や、財政リスクといった金銭の管理における意識が高い。

【利用者の生活支援をする職種の特徴】

- ・利用者の安全と安心のために専門的アプローチがなされている。しかし、利用者を中心

に援助を展開するにあたって必要な情報共有が不十分であるという意見が多く聞かれ、施設全体への取り組みや問題点の共有に課題があるように思われる。現時点では明確に位置付けられてはいない印象である。

- ・介護や看護職員の回答からは、技術や経験が十分に備わっていたとしても利用者の急変時対応や、複数の対応を迫られた時に必要とされるケアの優先順位が求められること、夜間帯など職員数が少ない場合の介護事故のリスクが非常に高いこともわかった。

- ・食事に関してみてみると、介護職員、看護職員、管理栄養士・栄養士、調理員、機能訓練員、介護支援専門員に関連したリスクととらえられており、利用者の嚥下機能低下や食品管理まで食の安全性に対し広く認識されていた。

以上のように、全体的には感染症や人員不足、介護事故があがりそれ以外は各職種の専門性に関する意識が高くあらわれていた。

表3 職種別にみたリスクの特徴

	リスク 1	リスク 2	リスク 3
介護職員	人員不足やすぐに対応できないことからおこる転倒などの介護事故。感染症。	利用者が自ら動いて転倒する不測の事故や食事の際の誤嚥。	食事の誤嚥や誤薬、感染症に関するリスク。
看護職員	感染症に対する意識が極端に多く、次いで急変のリスクが多い。	利用者の感染症や皮膚トラブル。職員不足の影響から対応不足に繋がる。	介護職員をはじめ、職員の介護技術・知識不足が介護事故に繋がる。
管理栄養士・栄養士	感染症や食事の異物混入、食中毒など食の安全に関するリスク全般。	職員自身の怪我により食事の提供ができなくなることや薬と食事の相性に配慮する意見が多い。	誤嚥や治療食の提供など、食形態に関すること。
機能訓練員	食事介助時の誤嚥や窒息した場合の対応。	移乗や移動時の転倒による利用者の怪我。	職員体制や対応する職員が少ない時の介護事故。
生活相談員	人員不足や職員の入れ替りによりサービス提供に支障がでること。利用者家族とのトラブル。	報告連絡相談の連携がうまくいかないこと。思い込みによるミスや判断ミス。	相談援助がうまくいかず信頼関係が築けないこと。利用者の高齢化や認知症による怪我や入院。

事務職員	個人情報の流出。感染症の拡大。運転や環境整備時の事故。	金銭管理を行う際のミス。感染症の拡大や地震などの災害。	接客の際の接遇。苦情などの窓口対応や請求管理のミス。作業時の事故。
調理員	異物混入に対する意識が大きい。	禁止食やアレルギーがある利用者の食事提供。夜勤中の介護事故。	決まった時間に食事を提供しなければならないプレッシャー。自分自身の健康。
事務長	災害による直接的被害や被害に伴うライフラインの停止。離職による人員不足。	人員不足。施設の老朽化。	利用者の減少などによる財政的リスク。
介護支援専門員	命に直結する既往のある利用者（心疾患、誤嚥、末期がん、終末期等）一日一日無事に過ごせること。	命に直結はしないが、認知症の利用者で立ち上がりや体動が頻繁に見られる方に対して、転倒や転落による怪我のリスクを強く感じる。	日頃から体調管理をしっかりおこなうこと。急な休みを入れることにより、他の職員への負担が増えてしまうリスクがある。
施設長・副施設長	新型コロナウィルス感染症、プライバシー保護、コンプライアンス違反など、利用者、職員両面からとらえるリスク。	災害や人事労務管理の失敗により、施設運営に支障がでること。	ケアの質の低下や災害対策不足など、システムが機能しなくなり介護事故が起きること。

4) 職種間の関係性

リスク1の結果を共起ネットワークで解析すると、職種間の認識を図2のようにあらわすことができた。

全体的な相関図を見ると、看護職員と機能訓練員を中心に他の職種との繋がりが広がっている。特に、介護職員と看護職員では人員不足による利用者の転倒や誤嚥がリスクととらえられているケースが多かった。また、全体的に感染症について強い危機感を持っていることも見てとれた。介護事故や感染症は利用者の身体機能面との関わりが強いため、医療的な観点から看護職や機能訓練員との接点も多くなっていることがうかがえる。

利用者対応における介護事故リスクの大きさにおいては、看護師と介護職員の間で示されている通り、介護現場の最前線で業務を行う職種での意識が極めて高くなっている。しかし、看護職員からみる医療的視点と介護職員からみる生活支援の特性の違いから、介護職員に対

してリスク回避するうえで必要となる医療的知識をさらに向上させてほしいという看護職からの意見もみられ、多職種協働における相互の専門的性質を理解する必要性が求められている。

この結果からも、全体的に関心の高い新型コロナウィルスや人員不足、介護事故が同様に高い意識がみられたが、「職員」「不足」「対応」のクラスターを個別に読み解いていくと、これらに加えて、「職種間の情報共有」が不足していることもわかった。

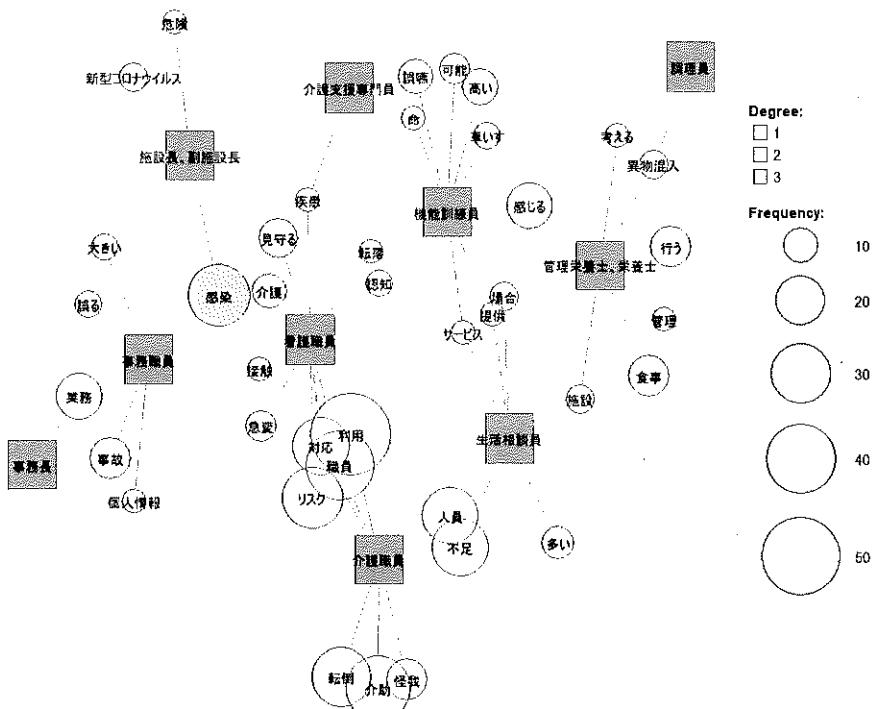


図2 職種間の共起ネットワーク

4. 考察

介護福祉の現場ではさまざまな職種が存在し、その職種が注意を払うべきリスクは業務内容から推察できる。例えば、介護職員には介護事故に関する認識が大きく、看護職員には感染症や病気などの認識が高い。管理栄養士・栄養士や調理員は食に関することが主となるだろう。本研究の調査においてもその傾向が顕著にあらわれていた。もちろん経験や資格も違うことで意識差はあるが、専門性に起因するリスクへの認識が強くあらわれていることに違いはなく、職員の業務遂行上の責任感をうかがい知ることができた。また、施設全体を脅かす感染症や人員不足の意識は一定して高かった。

しかし、各々の危機意識が施設全体に共有され、情報とともにリスクマネジメントシステムが十分に機能している印象は持てなかつたため、複雑化・多様化している時代に対応する

全体の調整役の存在が必要になる。今回の介護報酬改定における安全対策担当者がこれにあたるだろう。

事業運営は管理者である施設長が行うが、介護事故発生原因の追究までは手が回らない。反対に、日々生活支援に追われる介護現場職員が施設運営について検討することは考えにくい。おそらく、多くの事業所でその中間的役割を果たす中間管理職が存在することは言うまでもないが、それぞれの職種の性格上、その役目を果たす職種が持つべきポイントは、「他職種との接点の多さ」ではないだろうか。

職種間の共起ネットワーク図（図2）から察するにあたり、本結果からは看護職員、機能訓練員が他職種との接点が多くみられた。しかし、これは利用者の健康・機能低下の防止や重度化への対応から、必然的に発生していることが考えられ、あらゆるリスクの調整的役割を果たしているとまでは言えない。関川（2007）は「特別養護老人ホームにおけるリスクマネジメントの実践課題」⁹⁾において、リスクマネジメントの取り組み状況と課題の明確化、およびリスクマネジャーにならう職種として主任生活相談員が多いことを示している。あらためて今回の生活相談員のリスク意識についてみてみると、もっともリスクと思われるものには、情報共有や多職種連携などを意味する言葉は含まれていなかった。しかし、二番目のリスクに報告連絡相談といった職員間の連携があげられている。たしかに、生活相談員という立場上、利用者家族とのやり取りやサービス自体が滞ることにリスクを感じることはもともと意見であるが、他職種からあがった意見をまとめるためには、情報共有と多職種間の連携を優先的に図っていくことが求められるのではないだろうか。

介護保険制度が発足して20年以上、介護需要に合わせた多様なサービスが展開されるに伴い、介護事故や災害対策など対人援助サービスを提供するうえで欠かせない安全・安心への備えが懸念され続けてきた。2025年問題を直前にひかえ、あらゆるリスクマネジメントが求められる現在は、介護施設において重大な局面を迎えていると言っても過言ではない。施設内のシステムを構築するうえでは、少なくともリスクの存在を知ることと職種間の情報共有が運営上の最初の課題であると考える。

5. おわりに

本研究では、先行研究と同じようにリスクが多岐にわたっていること、職種間での差異があったことなどの知見が得られたが、これは、本調査の施設数が少なかったことが影響を与える可能性もあり一般化できるものではない。

今後、介護報酬改定の影響もうけてリスクマネジャーの活動がさらに期待されると予想できる。介護老人福祉施設のリスクマネジメントが、この先どの程度職員に影響をあたえ、システムとして運用されているのか知るために、引き続きリスクに対する意識調査と実際の事故発生件数等の関係性を調べる必要がある。また、安定した事業運営を行う上でリスクマネジャーがどのような対策を行うべきか研究をすすめ、新たな知見を得たいと考えている。

謝辞

本研究の調査にご協力いただきました介護老人福祉施設職員の皆様、ご支援いただきました方々に深く感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省 (2018) 「平成 30 年介護サービス施設・事業所調査の概況」
- 2) 柴尾慶次 (2005) 「介護現場におけるリスクマネジメント・ワークブック」 中央法規出版
- 3) 厚生労働省 (2021) 「令和 3 年度介護報酬改定の主な事項について P.1【令和 3 年度介護報酬改定の概要】」
- 4) 厚生労働省 (2021) 「令和 3 年度介護報酬改定の主な事項について P.51【6. その他の事項（その 1）】」
- 5) 厚生労働省 (2002) 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」
- 6) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 (2017) 「リスクアセスメント導入促進マニュアル」
- 7) 公益社団法人全国老人保健施設協会 提出資料「老健施設におけるリスクマネジメントに関する取り組み 社保審—介護給付費分科会 第 183 回 (R2.8.27)」
- 8) 葛田一雄 (2020) 「介護リーダーのリスクマネジメント入門」 ぱる出版
- 9) 関川芳孝 (2007) 「特別養護老人ホームにおけるリスクマネジメントの実践課題」 社会問題研究・第 56 卷 第 1・2 合併号

『中九州短期大学 論叢』投稿規程

1. 刊行の目的

中九州短期大学教員による研究を促進かつ奨励し、その成果を発表することを目的とする。

2. 刊行の回数、および原稿の締切

原則年1回、2月末に刊行するものとし、原稿提出は隨時受け付ける。ただし、当該年度の12月末日以降に掲載が決定した論文については、次年度刊行の『中九州短期大学 論叢』に掲載とする。

3. 投稿者の資格

中九州短期大学の常勤および非常勤の教員、または論叢委員会が認めたものとする。

4. 執筆代表者

- ① 本誌に投稿した原稿において、第1番目に氏名を記載している執筆者を執筆代表者とする。
- ② 投稿者以外の者が執筆代表者である場合には、執筆代表者の他に投稿者を執筆者として連記する。

5. 原稿の種類

本誌に投稿できる原稿は以下に掲げるもので未発表の完成原稿のみとする。また原稿の内容、表現等については執筆者が責任を負うものとする。

- ① (査読有) 研究論文・研究ノート
ただし、論叢委員会の判断により、②(査読無) 研究ノートとして掲載される場合がある。
- ③ 調査・研究報告
- ④ 実践報告
- ⑤ 書評

6. 投稿の方法

投稿者は投稿申込書を添え、所定の期日までに論叢委員会まで提出すること。また執筆については下記を参照すること。

- ① 原稿の分量は、和文、欧文に関わらず資料、参考文献等を含め研究論文は8ページ以上で20ページを限度とし、その他は20ページを限度とする。この分量を上回る紙面を希望する投稿者は、投稿前に論叢委員会の許可を得ることとする。

- ② 1ページの分量は 10.5 ポイントの文字を使用し、40 字 ×38 行とする。1ページ目は表題と要約のスペースとして相当量を減じる。
- ③ 原稿には必ず内容を適切かつ具体的に表した表題をつけ、和文表題には欧文表題も併記する。
- ④ 原稿に要約を含める場合は、和文もしくは欧文の要約をつけるものとし、いずれの場合も 500 字以内とする。加えて、キーワードを付記する場合は、3ワードから 4ワード程度とする。
- ⑤ 原稿の書式については、レイアウト見本に従うこととする。
- ⑥ 提出するものは以下とする。
 - ◆ 完成原稿を収めた CD-R、DVD、フラッシュメモリなどの媒体。
 - ◆ 原稿のレイアウト見本（完成原稿を印刷したもの）を 1 部。
 - ◆ 投稿申込書。

※ただし、編集委員会で読み取りができない場合は再提出を要求することがある。

7. 別刷

論文 1 篇につき 20 部の別刷が論叢委員会の負担により用意される。

8. 校正

執筆者による校正は再々校を限度とする。ただし執筆者の責によらない修正については、これを認める。

内容の大幅な変更、字句の大幅な追加や削除は認めない。初校は定められた期日までに校了し論叢委員会まで提出すること。

9. 投稿原稿の審査

- ① 原稿は 2 名以上の者で審査し、論叢委員会が掲載の可否を決定する。
- ② 論叢委員会は著者に対し原稿中の字句について加除訂正を求め、また、内容について著者に修正を求めることができる。

10. その他

本投稿規程の改訂は論叢委員会でこれを検討し、学長の意見を聴きこれを行う。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この規程は令和元年 5 月 14 日より施行する。

附則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は令和 3 年 4 月 14 日より施行する。

中九州短期大学論叢投稿論文査読・審査要領

編集方針

『中九州短期大学論叢』は、本学教員による研究を促進しあつ奨励し、その成果を発表することを目的とする。本誌の編集は論叢委員会が行うものであり、投稿論文の掲載は、論叢委員会の査読・審査を経て決定される。

論文審査は、匿名審査で公正に行い、論叢委員会が掲載の採択、条件付き採択、不採択を決定する。

1. 以下に従い審査し、著者へのコメントに審査所見を記入する。
 - (1) 下記「2. 審査の観点」に沿い審査し、十分でないところを修正箇所として指摘する。
 - (2) 審査所見は、総合的な所見と、具体的な個々の修正箇所の指摘を分けて書く。
 - (3) 査読者への審査依頼は原則2回とし、1回目に指摘箇所をすべて挙げ、2回目は1回目の指摘に対する修正の有無について審査する。ただし、1回目に指摘したことによる訂正の結果、新たな指摘が発生した場合はこの限りではない。
 - (4) 近年新しい研究方法や理論、新たな研究視点の論文が多数投稿されており、これらの芽を育てる方向で審査をする。基本的には論文の内容は著者の責任に帰すので、主義主張等の相違に関しては、掲載された論文への反論や批判という形で、公式の場で議論する。
 - (5) 却下の場合は、「下記 2. 審査の観点」に準じて、却下の理由を投稿者が納得するように具体的に記入する。また、教育的な観点で、研究の発展や再投稿に役立つような具体的な指摘をする。

2. 審査の観点

(1) 論文の内容について（項目別評価）

原稿の種類	タイトル	(提出日 _____)
① 研究論文・研究ノート		
② (査読無) 研究ノート		
③ 調査・研究報告		
④ 実践報告		
⑤ 書評		

I. 項目別評価（該当する評価1つに○をつけてください。）

評価基準 a 適切、b 不適切、c 非該当		
1 執筆要領(注・文献も含めて)に適合しているか	a • b • c	
2 先行研究を的確に踏まえているか	a • b • c	
3 研究目的は明確であるか	a • b • c	
4 分野の理念・政策・実践等との関連付けは明確であるか	a • b • c	
5 研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a • b • c	
6 使用されている概念・用語は適切であるか	a • b • c	
7 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a • b • c	
8 論理の展開に一貫性があるか	a • b • c	
9 考察及び結論に新しい知見が含まれているか	a • b • c	
10 表題は内容を適切に表現しているか	a • b • c	
11 要旨の内容は適切であるか	a • b • c	
12 省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a • b • c	
13 図表の体裁(タイトル・単位・形式)は整っているか	a • b • c	
14 図表は本文の説明と適合しているか	a • b • c	
15 研究倫理上の問題はないか	a • b • c	

II. 掲載についての評価（該当する評価1つに○をつけてください。）

評価	A 無修正での掲載 B 修正後に掲載可 (誤字・脱字にかかわること) C 修正後に再提出 (内容に關すること) D 掲載不可
----	---

Memo

査読・審査年月日 年 月 日

(参考) 論文の種別とその定義は以下の通り。

- 研究論文：「新規性」、「有効性」、「信頼性」、「妥当性」があり、価値ある事実あるいは結論を含むと認められるものをいう。
- 研究ノート：論文として十分な結論を得るには至らないが、限定された部分の発見や、新たな研究方法などを含む内容あるいは問題提起的内容をもつものをいう。
- 調査・研究報告：研究結果（データ）の報告に重点を置いたもので、研究の資料として役立つものをいう。
- 実践報告：教育実践の報告に重点を置いたもので、教育および研究の資料として役立つものをいう。
- 書評

執筆者(掲載順) ······ 森本 直樹 (講 師)
松本 未信 (講 師)
橋本 晃 (講 師)

編集委員 ······ 惟任 泰裕 (講 師)
久保 英樹 (教 授)
宇野木 広樹 (教 授)
宮崎 由紀子 (教 授)

中九州短期大学論叢 第44巻 第1号

発 行 日 令和4年2月28日
発 行 者 中九州短期大学 学長 中川 靜也
編集責任者 中九州短期大学論叢編集委員会
カバーデザイン 岡村洋文
制 作 クギヤ印刷株式会社
熊本県八代市本町2丁目5-12
〒866-0861
電話0965-34-2031

発 行 所 中九州短期大学
熊本県八代市平山新町4438
〒866-8502
電話0965-34-7651 (代)

Vol.44 No.1 February, 2022

NAKAKYUSYU JUNIOR COLLEGE

ARTICLES

P.-3

A Study of the Significance of "Formative Play" in Early Childhood
MORIMOTO, Naoki

P.-12

Exploring the possibility of intentional observation in online long-term care training
: From the results of a questionnaire survey after conducting online leisure activities
MATSUMOTO, Suenobu

P.-22

Risk Attitudes and Interprofessional Dissimilarities in Long-Term Care Facilities for the Elderly
HASHIMOTO, Akira